

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2008-170975(P2008-170975A)

【公開日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-314664(P2007-314664)

【国際特許分類】

G 02 B 5/00 (2006.01)

G 02 B 5/22 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/00 B

G 02 B 5/22

G 09 F 9/00 3 0 9 A

G 09 F 9/00 3 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月25日(2010.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入射した光を制御して観察者側に出射する層を含む互いに接着された複数の層を有し、  
プラズマディスプレイパネルに接着されて用いられる光学積層体であって、

光を透過可能に形成された複数のプリズム部と、光を吸収可能に形成され、光学シートのシート面に沿って前記プリズム部と交互に並列配置された複数の光吸収部と、を有する光学機能シート層と、

電磁波を遮断する機能を有した層と、

光の反射を防止する機能を有した層と、を備え、

前記光学機能シート層は、前記電磁波を遮断する機能を有した層の前記観察者側であって、前記電磁波を遮蔽する機能を有した層と前記光の反射を防止する機能を有した層との間に、配置されている、光学積層体。

【請求項2】

前記光の反射を防止する機能を有した層が最も前記観察者側に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の光学積層体。

【請求項3】

前記光学機能シート層に隣接して配置された基材層をさらに備えることを特徴とする請求項1または2に記載の光学積層体。

【請求項4】

前記光の反射を防止する機能を有した層が最も前記観察者側に配置され、該光の反射を防止する機能を有した層に隣接して又は接着するための層を介して前記光学機能シート層が配置されていることを特徴とする請求項1に記載の光学積層体。

【請求項5】

前記光学機能シート層に隣接して配置された基材層をさらに備え、

前記光の反射を防止する機能を有した層が最も前記観察者側に配置され、該光の反射を防止する機能を有した層に隣接して又は接着するための層を介して前記基材層が配置されている

ことを特徴とする請求項1に記載の光学積層体。

【請求項 6】

シート出光面の法線に沿った断面において、前記プリズム部は、幅の大きい下底側を前記観察者側に、幅の小さい上底側を前記観察者側とは反対側に向けて配置される略台形形状を有し、

シート出光面の法線に沿った断面において、前記光吸收部は、前記プリズム部の前記上底と同じ側に底辺を有する略三角形形状を有し、

シート出光面の法線に沿った断面において、前記光吸收部の前記略三角形断面の前記底辺の端部から伸び出る斜面部分と、シート出光面の法線との成す角が、前記シート厚方向の一方の側と他方の側とで異なるように、前記斜面部分が曲線および／または折れ線状である

ことを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載の光学積層体。

【請求項 7】

シート出光面の法線に沿った断面において、前記プリズム部は、幅の大きい下底側を前記観察者側に、幅の小さい上底側を前記観察者側とは反対側に向けて配置される略台形形状を有し、

シート出光面の法線に沿った断面において、前記光吸收部は、前記プリズム部の前記上底と同じ側に底辺を有する略三角形形状を有し、

シート出光面の法線に沿った断面において、前記光吸收部の前記略三角形断面の前記底辺の端部から伸び出る斜面部分と、シート出光面の法線との成す角が、前記シート厚方向の一方の側と他方の側とで異なるように、前記斜面部分が折れ線状であるとともに、前記成す角がいずれの位置でも0度より大きく10度以下である

ことを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載の光学積層体。

【請求項 8】

前記プリズム部が屈折率N<sub>p</sub>である樹脂により形成され、前記光吸收部が屈折率N<sub>b</sub>である樹脂により形成されるとともに、屈折率N<sub>p</sub>の値が屈折率N<sub>b</sub>の値以上である

ことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載の光学積層体。

【請求項 9】

前記光吸收部は、平均粒径が1μm以上の光吸收粒子を含有する

ことを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載の光学積層体。

【請求項 10】

前記電磁波を遮断する機能を有した層は、シート状の基部と、前記基部の一方の面上に所定のパターンで形成された導電性パターン部と、を有する

ことを特徴とする請求項1乃至9のいずれか一項に記載の光学積層体。

【請求項 11】

プラズマディスプレイパネルと、

前記プラズマディスプレイパネルの映像出射側に配置され、前記プラズマディスプレイパネルに接着された請求項1乃至10のいずれか一項に記載された光学積層体と、を備える

ことを特徴とするプラズマテレビ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】光学積層体及び表示装置

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、プラズマテレビ等の表示装置に用いられ、入射した光を適切に制御して観察者側に出射する光学シート（光学積層体）、および、該光学シートを備える表示装置に関する。